

よくある質問

問：賃貸物件に付いている駐車場の賃料は対象になりますか？

答：契約書で、駐車場代が別に明記されている場合は、対象になりません。

問：夫婦以外の親族の名義で契約した、または支払った費用は対象になりますか？

答：対象になりません。

申請者夫婦のいずれかが契約と支払いの両方を行った費用のみ対象とします。

問：以前から有田市で同居している2人が結婚した場合の家賃は対象になりますか？

答：婚姻前から同居している住居については、申請年度の4月1日以降に発生した経費(家賃など)が対象となります。

また、夫婦の一方が婚姻前より賃借していた物件に、もう一方が入居する場合については、婚姻をきっかけとした同居開始後(住民票異動後)であり、申請年度の4月1日以降に発生した費用が対象となります。

問：再婚の場合でも対象になりますか？

答：夫婦の双方が過去に他自治体実施分を含むこの制度による補助を受給していなければ、対象になります。

ただし、同一夫婦が離婚・再婚しており、その離婚日が再婚姻日から起算して1年以内である場合は、対象外になります。

問：自分で引っ越した場合のレンタカー代、不用品の処分費は対象になりますか？

答：対象になりません。

引越業者や運送業者へ支払った費用のみ、対象となります。